

一般財団法人高専インフラメンテナンス人材育成推進機構 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人高専インフラメンテナンス人材育成推進機構（以下「本法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 本法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込に当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 本法人は常時、寄附金を募ることができるものとする。

(寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、定款第4条に定める事業及び管理費に使用するものとする。

- 2 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。

(寄附の申込)

第4条 寄附金の申込は、所定の寄附金申込書によるものとする。

(受入れの決定)

第5条 理事長は、第2条に規定する寄附金の申込があったときは、当該寄附金の受入れを決定し、申込者に対して通知を行うものとする。

- 2 寄附金が次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退するものとする。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本法人の業務遂行上支障があると認められるとき及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

- 3 理事長は、寄附金の受入れの決定又は辞退をしたときは、理事会において報告するものとする。

(領収書の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく領収書を寄附者に送付するものとする。

(補則)

第7条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事会の決議をもって、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附 則

1 本規程は、令和5年7月1日から施行する。

一般財団法人高専インフラメンテナンス人材育成推進機構
理事長 殿

(寄附者) 住所・所在地
氏名・名称
代表者 (法人の場合)

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附を申込み致します。

なお、寄附者 (役員等を含む。) は、現在かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

記

寄附の種類 ※特定寄付金を選択いただいた場合は、使途もご記載下さい。	<input type="checkbox"/> 一般寄附金		
	<input type="checkbox"/> 特定寄附金 次のとおり、使途を特定致します。 使途： _____		
寄附金額	円		
担当者所属	氏名	電話	
所在地 (上記と異なる場合)	Eメール		

以上

別紙様式第2号

年 月 日

様

一般財団法人高専インフラメンテナンス
人材育成推進機構
理事長 西川 和廣

寄附金受入れ通知書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも高専のインフラメンテナンス人材育成の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

寄附金額

円

寄附金振込先

以上